

令和 4 年 5 月 10 日

福島県医師会役員等の選任等の公示について

一般社団法人福島県医師会選挙管理委員会

一般社団法人福島県医師会定款第 22 条、第 29 条、第 34 条、第 35 条及び第 51 条の規定により、福島県医師会代議員会議長、同副議長の選出、役員、裁定委員の選任及び日本医師会代議員、同予備代議員の選出を次のとおり執行します。

つきましては、福島県医師会会員の中で立候補しようとする者は、一般社団法人福島県医師会定款施行細則第 18 条、第 20 条、第 22 条、第 47 条及び第 48 条の規定に基づき、会員 5 名以上の推薦を受けて 5 月 26 日（木）午後 5 時までに福島県医師会選挙管理委員会に届け出るようお願いいたします。

以上定款施行細則第 17 条の規定により公示します。

記

1、選任を行う職及び定数（会長・副会長・常任理事は選定も実施）

福島県医師会	会長	1 名
同	副会長	4 名
同	常任理事	10 名
同	理事	8 名
同	監事	3 名
同	代議員会議長	1 名
同	代議員会副議長	1 名
同	裁定委員	11 名
日本医師会	代議員	6 名
同	予備代議員	6 名

(注) 裁定委員は、本会定款 53 条の規定により、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む）並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができません。

2、選任等を行う日

令和 4 年 6 月 5 日（日）

3. その他

定款、諸届出様式については、県医師会ホームページをご覧ください。所属の郡市地区医師会又は県医師会にお問い合わせください。

また、届出のあった個人情報、本会内で使用する他、各郡市地区医師会、各都道府県医師会に対して情報提供する場合があります。